2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～43年
機械装置	2～17年
船舶	15年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	2～25年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

法人内利用におけるソフトウェアについては、法人における利用可能期間（5年間）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

3．引当金等の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされている部分を除く支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

⑶　保証債務損失引当金

債務保証に係る保証の代位弁済の損失に備えるため、財政状態、担保価値の評価等を総合的に判断した見積額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当該年度に発生している額のうち、運営費交付金により財源措置される部分を除く額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、運営費交付金により財源措置されている部分の行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

また、引当外退職給付増加見積額には、過年度修正額が含まれております。

平成25事業年度修正額	4,442,575円
平成27事業年度修正額	181,769,583円
当事業年度修正額	186,212,158円

5．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）

なお、関係会社株式のうち、探鉱中の事業についてはその成否を判断することは困難であるため、成否の結果が出るまでの間、内部通達に基づき、会社ごとに機構の出資額の二分の一を時価としております。

また、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」の改正に伴い、当事業年度より機構法第11条第1項第1号に規定する業務及び同項第19号に規定する業務（同項第4号に掲げる業務に附帯する業務に限る。）のために取得した株式（当該株式の取得により、機構が当該株式を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、その保有割合に関わらず、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用しております。これにより関係会社株式として貸借対照表に計上された株式は、537百万円となります。

⑶　その他有価証券

①　時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②　時価のないもの

移動平均法による原価法

6．たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

7．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建金銭債権債務は、期末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しております。

8．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成29年3月末利回りを参考に0.065％で計算しております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。